

地方税法施行令の一部を改正する政令の概要

平成23年12月
総務省

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、提出物件の留置きに係る手続、調査の事前通知に係る通知事項等を定めるほか、所要の規定の整備を行う必要があるため、下記の通り改正を行う。

1. 内容

- (1) 個人住民税及び法人住民税における外国税額控除に係る当初申告要件の廃止
- (2) 地方税の税務調査に係る調査に係る提出物件の留置き、返還等の手続、総務省の職員が行う税務調査の事前通知に係る通知事項
- (3) その他の規定の整備

2. 施行期日

原則として公布の日